

富山県社会福祉審議会の概要

(1) 審議会の設置根拠

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項

富山県社会福祉審議会条例（平成 12 年富山県条例第 4 条）

(2) 委員の任期

2 年間（令和 6 年 9 月 20 日から令和 8 年 9 月 19 日まで）

(3) 委員数の制限

ア 委員数

35 名以内（条例第 3 条第 1 項、現委員数 24 名）

イ 臨時委員数

制限なし（条例第 4 条、現臨時委員数 44 名）

(4) 審議会、専門分科会、部会の構成

| 区 分 | 根拠法規 | 所 掌 事 務 | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 全 体 | 法（必置） 社法第 7 条 | 社会福祉事業の全分野に関する調査審議 | |
| 専 門 分 科 会 | 福祉基本計画 | 法（任意） 社法第 11 条第 2 項 | 福祉に関する基本となる計画の策定、進行管理の調査審議 |
| | 民生委員審査 | 法（必置） 社法第 11 条第 1 項 | 民生委員児童委員の適否の審査 |
| | 高齢者福祉 | 法（任意） 社法第 11 条第 2 項 | 県介護保険事業支援計画、県高齢者保健福祉計画の策定、進行管理の調査審議 |
| | 児童福祉 | 児法（必置） 児法第 8 条第 1 項 | 児童福祉に関する事項の調査審議 |
| | 里親審査部会 | 児法（必置） 児法第 8 条第 2 項 | 里親又は保護受託者の認定等の調査審議 |
| | 措置審査部会 | 児法（必置） 児法第 8 条第 1 項 | 児童相談所が行う措置等の調査審議 |
| | 認定こども園・ 保育所審査部会 | 認定こども園法(必置) 認法第 17 条第 3 項等 | 幼保連携型認定こども園に係る調査審議 |
| | 身体障害者福祉 | 法（必置） 社法第 11 条第 1 項 | 身体障害者福祉に関する事項の調査審議 |
| 審査部会 | 令（必置） 社令第 3 条第 1 項 | 身体障害者の障害程度の審査等の調査審議 | |